

焼津市の就学支援について

令和7年度版



これは、主として小学校入学前の保護者様を想定して作成していますが、小中学生のお子様をお持ちの保護者様にも参考にしていただけます。詳細は、学校のコーディネーター等にご相談ください。

○就学支援とは？



お子様が自信を持ち、生き生きと生活できるように、保護者の皆様と様々な機関が協力し、最適な学びの場について、相談しながら見つけていくことです。

○就学についての相談はいつから始めたらいいですか？



具体的な話は、お子様が年長になってからです。

しかし、それより前から幼稚園、保育園等で相談を行うことが大切です。早くからお子様のことを周囲が理解し、適切な対応を積み重ねることができます。

それは、小学校入学後のお子様への対応に生かされます。

○学びの場にはどんなものがありますか？



大きく分けると、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校の3つがあります。

通常の学級にしながら、通級指導教室を利用することもできます。

通常の学級と同様に、特別支援学級、特別支援学校にも学区があります。

	通常の学級		特別支援学級		特別支援学校 (知的・肢体・ 視覚・聴覚) 藤枝特別支援学校 吉田特別支援学校 等	
	通級指導教室		知的学級	自閉症・情緒学級 肢体不自由学級		
	ことば	まなび				
人数 一学級あたりの	35 人以下	個別学習が中心 (担当一人あたり 24 人程度)		8 人以下	8 人以下	6 ～ 3 人以下
授業内容・教育課程	・教科の学習	・正しい発音の仕方を身に付ける練習 ・ことばの理解や表現力を身に付ける練習 等	・社会性を身に付ける練習 (ソーシャルスキルトレーニング等) ・自己コントロール力を高める練習 等	・教科の学習 ※個の状態に合わせて、下学年の学習を行うこともある。 ※交流学习に行く場合もある。 ・日常生活指導 ・生活単元学習 ・自立活動	・通常学級と同じ教科の学習 ※個の状況に合わせて、教科の学習は、通常学級に交流学习に行く場合もある。 ・自立活動	・教科の学習 (特別支援学校学習指導要領に基づいた内容) ・自立活動 ・日常生活の指導(知的) ・生活単元学習(知的) ・遊びの指導(知的) ・作業学習(中学部以降)
入級・入学に関して		・焼津市就学支援委員会の審議で「通級が適切である」という判断になった者のみ。		・焼津市就学支援委員会の審議で「特別支援学級が適切である」という判断になった者のみ。 ・判断があれば、特別支援学級の体験入学が可能です。		・7月に実施される、県の専門調査を受ける。 (特別な場合 10 月に実施することもある) ・県就学支援委員会及び焼津市就学支援委員会の審議で「特別支援学校が適切である」という判断になった者のみ。
		・言語障害の児童は低学年対象。 ・吃音については、高学年も対象。	・入級に際して、医師の診断書が必要。		・入級する場合は医師の診断書が必要。	
		※焼津市就学支援委員会において「特別支援学級が適切」と判断された子については、「特別支援学級での指導が適切である」という観点から、「通級による指導」は認めない。				

○特別支援学級、特別支援学校では、どのようなことを学びますか？



お子様の状況に応じ、教科の学習だけでなく、下のような内容を学びます。

・自立活動

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服し、自立し社会参加をする資質を養うためのもの。

・日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するもの。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容。

・生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際・総合的に学習するもの。

・遊びの指導

主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくもの。

・作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの

○焼津市内の特別支援学級はどの学校にありますか？



小学校 7 校に、特別支援学級があります。(令和 7 年度版)

学校名	学級	学区
焼津東小学校	知的学級 自閉症情緒学級	焼津東小学校 焼津西小学校 焼津南小学校 東益津小学校の通学区域
豊田小学校	知的学級 自閉症情緒学級	豊田小学校の通学区域
小川小学校	知的学級 自閉症情緒学級	小川小学校の通学区域 小川小学校 港小学校の通学区域
大富小学校	知的学級 自閉症情緒学級	大富小学校 和田小学校 黒石小学校の通学区域
港小学校	肢体不自由学級 知的学級	市内全通学区域 港小学校の通学区域
大井川西小学校	知的学級	相川 上泉 上小杉 上新田 下江留 西島 宗高 (第 1、2 町内会 第 3 町内会 1、2、6、7、10、11 組 第 4 町内会 1、2 組)
大井川南小学校	知的学級 自閉症情緒学級	下小杉 高新田 中島 飯淵 藤守 吉永 利右衛門 宗高 (第 3 町内会 3、4、5、8、9、12、13、14、15、16 組 第 4 町内会 3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13 組 第 5 町内会 第 6 町内会) 大井川東小学校 大井川西小学校 大井川南小学校の通学区域



中学校 6 校に特別支援学級があります。(令和 7 年度版)

学校名	学級	学区
焼津中学校	知的学級 自閉症情緒学級	焼津中学校 大村中学校 東益津中学校の通学区域
豊田中学校	知的学級 自閉症情緒学級	豊田中学校の通学区域
小川中学校	知的学級 自閉症情緒学級	小川中学校 港中学校の通学区域
大富中学校	知的学級 自閉症情緒学級	大富中学校 和田中学校の通学区域
港中学校	肢体不自由学級	市内全通学区域
大井川中学校	知的学級 自閉症情緒学級	大井川中学校の通学区域

令和 4 年度、豊田中学校知的学級新設

令和 5 年度、豊田中学校自閉情緒学級開設

令和 7 年度、港小学校知的学級新設

※令和 7 年度版の表になります。今後変更になることもありますので、年度毎の確認をお願いします。

○特別支援学校や特別支援学級は、保護者が希望すれば入れるのですか？



希望すれば入れるものではありません。

焼津市や県の就学支援委員会で審議を行い、「適切である」と判断されたお子様のみ入ることができます。

就学支援委員会は、医療、福祉、教育の各分野から集まった委員により構成されています。判断は、お子様の様子を「学校教育法施行令第 22 条の 3」の定めに照らし、総合的に行われます。

本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行います。

○特別支援学校や特別支援学級から通常の学級に移ることはできますか？



就学支援委員会の慎重な審議のもと、移ることができます。

就学支援委員会は、翌年度のお子様の学びの場を審議しています。特別支援学級に在籍しているお子様についても、翌年度も特別支援学級で学ぶことが適切かを毎年審議します。

移ることを希望する場合は、10 月初旬に行われる第 2 回焼津市就学支援委員会で審議しますので、早めに担任等にご相談ください。

ただし、仕組みとして移ることはできますが、数年で学びの場を変えることがお子様にとって本当に適切なのかをよく考える必要があります。

特別支援学級や特別支援学校へ入る保護者様の判断は、長い期間を見通して行ってください。

○年長時の就学支援は、どのようなスケジュールで行われますか？



およそ1年をかけて相談を進めていきます。(時期が変更になることもあります)

時期	保護者様の動き	市就学支援委員会の動き
年少 ～年中	園で就学についての相談	
4月	就学支援の申し込みを園へ依頼(口頭で可)	
5月		お子様の観察 (主として特別支援学校希望者)
6月	(希望者) 特別支援学校・学級の見学 (保護者のみ)	第1回焼津市就学支援委員会 主として特別支援学校についての審議
7月	市就学支援委員と教育相談(～9月)	お子様の観察 (主として特別支援学級希望者)
8月	(特別支援学校希望者) 県の専門調査 県の調査員がお子様に検査を行います。保護者様からお子様のことについて聞き取り調査を行います。	お子様の観察 (主として特別支援学級希望者)
9月		お子様の観察 (主として特別支援学級希望者)
10月	初旬から中旬 審議結果が園から伝えられる (希望者) 特別支援学級の体験入学 ※特に県の専門調査を実施することがある 就学時健診(～11月)	第2回焼津市就学支援委員会 主として特別支援学級についての審議 (9月下旬の場合もある)
11月	中旬 就学先の最終判断を園に伝える 特別支援学級に入級を希望する場合は、「入級申込書」に記載し、園に提出する。 自閉症・情緒学級に入級する場合は、診断書の写しも提出する。	
12月		
1月		第3回焼津市就学支援委員会 就学先の最終確認
2月	初旬 園から入学についての通知を受け取る	特別支援学校や特別支援学級に入学することを認める通知を園に送付
3月	入学説明会に参加する 入学準備をする	

園と就学先の相談

○就学時健康診断をどこで受けたらいいですか？

① 健診日までに入学する学校が決定していない場合



お住まいの通学区域の小学校で受けてください。

就学先決定後、健診を受けた学校と入学する学校が異なった場合、保護者が入学学校に連絡

し、就学時健診で配付された資料等を取りに行くようにしてください。

② 健診日までに入学する学校が決定している場合



入学する学校で受けてください。

③ 特別支援学校に入学予定の場合



お住まいの通学区域の小学校で健診を受けることができます。

健診は校舎内を移動しながら集団で行います。お子様の負担になるようでしたら、健診を受

けないこともできます。その場合は、焼津市教育委員会 学校福祉部 子ども支援課(054-625-

8159) までご連絡ください。

○特別支援学校に入った後、どのような進学先がありますか？



特別支援学校の高等部に進学するお子様が多いです。

○特別支援学級に入った後、どのような進学先がありますか？



ここ数年の傾向では、知的学級のお子様の場合、特別支援学校の高等部や職業訓練校に

進むことが多いです。また、自閉症情緒学級のお子様の場合は、専修学校や通信制の高校に進む

ことが多いです。